

保育所保育指針の告示化の意義について

① 告示化による指針の位置付けの明確化

- ・ 全ての保育所で遵守すべき基礎的事項を規定し、規範性を有する指針としての位置付けを明確化
- ・ 保育内容に関する指針、関連する保育所の運営の指針という2つの性格を有する指針であることを明確化

② 大綱化による保育所の自律性の向上と特色の発揮

- ・ 内容の大綱化により、各保育所の自律性、柔軟性の向上を図り、各保育所の特色・個性の発揮を奨励

③ 指針の解説通知（ガイドライン）の策定による内容の普及

- ・ 指針と合わせて、指針内容を解説する通知（ガイドライン）を策定し、保育現場への指針内容の普及、関係者の理解増進を図る

（参考）保育所保育指針の告示化の根拠規定

◎児童福祉施設最低基準第35条

保育所における保育の内容は、健康状態の観察、服装等の異常の有無についての検査、自由遊び及び昼寝のほか、第12条第1項に規定する健康診断を含むものとし、厚生労働大臣が、これを定める。

最低基準（省令）の一部改正で下線部を追加